

入札説明書

令和6年3月5日に公告した、意思表示チャーム「ツナガルン」の調達に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、次に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和6年3月5日(火曜日)

2 担当部局

佐賀県男女参画・こども局 こども未来課 子育てし大県推進担当
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1-59(佐賀県庁旧館3階)
電話:0952-25-7381 FAX:0952-25-7339
メール:kodomomirai@pref.saga.lg.jp

3 入札に付する事項

(1) 意思表示チャーム「ツナガルン」 10,000個

(2) 規 格

① 意思表示チャーム「ツナガルン」本体について

- ・意思表示チャーム「ツナガルン」本体は、ラバー素材であること。
- ・意思表示チャーム「ツナガルン」本体は、表面・裏面ともに1色刷りとし、両面貼り合わせ加工であること。
- ・意思表示チャーム「ツナガルン」本体は、大小各1つのパーツ及び付属品で構成するものであること。
- ・意思表示チャーム「ツナガルン」本体の各パーツの大きさは次のとおりであること。

大きいパーツ:縦6cm、横 4.4cm、厚み 3mm 程度

小さいパーツ:縦 2.5cm、横 2.6cm、厚み 3mm程度

② 意思表示チャーム ツナガルン付属品について

- ・意思表示チャーム ツナガルンの付属品は次のとおり

ア:ナスカン(1個)

全長:35mm±0.5mm

イ:二重リング(1個)

直径:25mm±0.5mm

ウ:喜平チェーン(2個)

長いほう:全長 60mm±0.5mm

短いほう:全長 40mm±0.5mm

エ:素材

(2)②ア~エの素材はいずれも亜鉛合金とする。

③意思表示チャーム「ツナガルン」の説明台紙について

・意思表示チャーム「ツナガルン」の説明台紙の大きさは、名刺サイズ(55mm×91mm)とし、両面4色刷りとする。

・説明台紙の紙質は上質紙 135Kgとする。

④意思表示チャーム「ツナガルン」(本体及び付属品)と説明台紙を透明袋に入れて封入する。

(3)納入期限 令和6年5月10日(金曜日)

(4)納入場所 佐賀県男女参画・こども局 こども未来課

(5)入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 県内企業(県内に本店を有する者。県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者。誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」(県内に所在する者に限る。))であること。
- (2) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を、入札参加資格確認申請書提出時点で有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）並びに営業概要書（様式2）を令和6年3月12日（火曜日）正午までに上記2の部局に持参又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とする。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

6 入札参加資格の確認

5で提出された書類を審査の上、入札参加資格等の適否を決定する。

入札参加資格等の確認結果は、令和6年3月15日（金曜日）までに通知する。

7 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格審査申請書の交付場所、提出場所及び資格審査に関する問い合わせ先

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当 電話 0952-25-7194

8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

9 入札及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記2の部局

10 入札書の提出方法等

- (1) 入札書(様式4)を作成し、下記 11 の入札場所に持参すること。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状(様式5)を作成し、下記 11 の入札場所に持参すること。この場合、入札書には入札参加者の住所、氏名又は名称若しくは商号及び当該代理人の氏名を記載する必要がある。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印しておかなければならない。ただし、金額を訂正した入札書による入札は無効とする。
- (4) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札回数は原則として2回を限度とする。
- (6) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

11 入札及び開札の方法

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月26日(火曜日)午前 11 時

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番 59 号

佐賀県庁旧館3階 男女参画・こども局内会議室(薬務課隣)

- (2) 開札は、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第 35 号)第 103 条第3項第2号により免除する。
- (2) 契約保証金 佐賀県財務規則第 115 条第3項第3号により免除する。

13 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。なお、この場合の損害は入札者の負担となる。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他不正行為を行い、又はしていると認めるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができなくなったとき。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- (7) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者
- (8) 1人で2以上の入札をした者
- (9) 代理人でその資格のない者
- (10) 上記に掲げるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反した者

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 契約書の要否

契約書の作成を要する。

17 その他

- (1) 入札書の物品内訳欄に、品名、数量、単価、金額を明記すること。
- (2) 入札金額(総額)が入札書比較価格(税抜きの予定価格)以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。(総額落札)
- (3) この入札に関する手続きに要する費用の一切は入札参加希望者の負担とする。
- (4) 代金の支払方法は完了払とする。